

輪島市災害公営住宅等整備事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 災害公営住宅等（災害公営住宅として整備する建物、附帯施設及び共同施設をいう。以下同じ。）の整備において、災害公営住宅等の整備に係る事業者の選定を行うため、輪島市災害公営住宅等整備事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 災害公営住宅の整備に係る事業者の選定に関すること。
- (2) その他事業者の選定に関して重要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長をもって充て、副委員長は、総務部長をもって充てる。
- 3 委員は、健康福祉部長、市民生活部長、建設部長及び門前総合支所長をもって充てる。
- 4 委員長は、必要に応じて、前項に定める委員のほか、委員長において必要と認める者を臨時の委員として加えることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を聞くことができる。
- 3 委員長は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(秘密の保持)

第6条 委員会の会議は、公開しないものとし、委員及び第3条第4項の規定により会議に出席した者は、会議内容について秘密を厳守しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設部まちづくり推進課において処理する。

(雑則)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。